

30by30 (サーティ・バイ・サーティ) とは

30by30 とは、2030年までに地球の陸・海それぞれの30%の面積を保全するという目標のこと



30by30 が実現されると、自然の良い状態が確保され、そのめぐみを得て人々が豊かに生きていけるようになることにつながる

日本では 30by30 ロードマップが策定され、

- 01 OECM (法律で「保護区」とされていない地域) の設定・管理
 - 02 「生物多様性のための 30by30 アライアンス」の発足
- などが 30by30 達成に必要なものとされている

朝日新聞デジタルから引用
(デザイン: 吉田咲雪)



質問時使用パネル

A vertical banner with a green background. On the left, it says '環境基本計画改定に合わせて検討を' (Consideration in line with the revision of the Environmental Basic Plan). In the center, it says '自然共生サイト登録を!' (Natural Coexistence Site Registration!). On the right, it says '港区OECM保全へ' (Towards OECM Conservation in Minato-ku). There are illustrations of trees and a small 30by30 logo at the bottom.

OECDのイメージ



保護地域以外にも、**里地里山、水源の森、都市の自然**など、様々な場所が生物多様性の保全に貢献している

身近な自然も対象に 「自然共生サイト」

「自然共生サイト」とは、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域のことで、認定区域は、保護地域との重複を除き、「OECD」として国際データベースに登録されます。

以下の例のような場所のうち、

- 生物多様性の価値を有し、
- 事業者、民間団体・個人、地方公共団体による様々な取組によって、
(本来の目的に関わらず) 生物多様性の保全が図られている区域が、
「自然共生サイト」の対象となります。

【例】企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、試験・訓練のための草原・・・
など多様な場所が該当します。

TOP お知らせ 補助制度 充電サービス事業者 導入事例

マンションアドバイザー派遣 マンション充電設備連携協議会 Q&A リーフレット

マンションにお住いの皆様へ
東京都マンションEV充電器情報ポータル

東京都は、2030年までに集合住宅に
6万基の充電器を設置することを
目標としています。

EVの本格的な普及を見据え、新築時にEV充電器を設置するマンションが増えています。都内の新築マンションは、2025年からEV充電器の一定規模の設置が都条例により義務付けられます。近い将来、EV充電器は生活に欠かせないインフラになるといえます。マンションの資産価値向上にもつながる設備となりますので、お住まいのマンションにEV充電器を設置しませんか？

充電器設置の進め方 (解説動画)

充電器設置の進め方

管理組合等に相談 → 東京都マンションアドバイザーに相談 / 充電サービス事業者に相談 → 管理組合総会で設置を意思決定 → 補助金の申請 → 契約、設置

質問時使用パネル

港区マンション交流会で

共用部省エネ設備助成共有を

東京都EV充電器

補助金等の情報も



6 管理組合等向けLED照明

対象者	上限額	算出方法	設備の要件
管理組合等	1,200,000円	設置に要する経費の1/3*1	①港区集合住宅省エネコンサルタント派遣事業(P.12参照)の相談員が提案した「港区マンション省エネ改善提案報告書*2」に基づき導入するLED照明設備であること(助成対象機器及び台数は、「港区マンション省エネ改善提案報告書」に記載のある照明及び台数とします。また、提案された照明の消費電力の値を上限とします。) ②従来設備の改修であること(既存照明設備がLED照明の場合は対象外) ③LED誘導灯は、都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱別表3LED誘導灯器具の指定基準を満たすものであること ④未使用のもの

※1 「設置に要する経費」とは、照明器具本体、ランプ、配電等の部材の購入及びこれらの取付けに関わる工事に要する経費を指し、消費税は含まれません。また、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。直管形の電球のみ交換する場合は対象外です。

※2 港区マンション省エネ改善提案報告書の有効期限は、診断実施日から3年以内とします(診断後3年以上経過したものは助成対象外)。

LED 誘導灯の機器の要件を必ず確認してください

東京都環境局ホームページ中小企業者向け「省エネ促進税制対象機器」トップ画面
 → [導入推奨機器検索](#) から確認して下さい。



※LED誘導灯のみ

港区マンション交流会の会員登録

港区マンション交流会とは

お住まいのマンションにおいて、管理、建物の問題が発生した場合、そのマンションの管理組合のみで問題を解決するには限界があります。

港区マンション交流会は、お住まいになっているマンションの管理組合の運営、建物の維持管理などにかかわる様々な問題について共に情報を提供し、どのように対処、解決してきたかを共有することで、理事会役員の方々の負担を軽減し解決策を見出す会です。

対象者

港区に所在する分譲マンションの管理組合の理事会役員や区分所有者

会員になるメリット

1. マンションに関する問題を他の会員の方と情報共有することができます。
2. マンション管理士等の専門家のアドバイスを受けることができます。
3. 1、2を通して、適正で円滑な運営管理にかかる知識が身につくことで、問題の解決の糸口を掴むことができます。
4. セミナーの開催日程や内容等の情報を記載した案内をメールや郵送でお送りします。